



業等に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険運営協議会条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務処理の特例に関する条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県国土改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県流域下水道設置条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、福島県養護教育センター条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県条例第二号**

**福島県税条例の一部を改正する条例**

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
 附則第九条の七第一項から第六項までの規定中「三年を」を「四年を」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**福島県条例第三号**

**福島県税特別措置条例の一部を改正する条例**

福島県税特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の次に次の二条を加える。

**第九條の八** 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、新築、増築若しくは改築により住宅を取得した場合又は地方税法施行令第三十七条の十八第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅を取得（新築、増築及び改築以外の取得に限る。）した場合にあつては、取得した住宅が十八歳未満の者を含む互いに直系親族の關係その他知事が認める親族の關係にある三人以上の者の居住（以下「三世代同居」という。）の用に供されるものであるときに限り、住宅を取得した者（三世代同居する者に限る。）に対して課する不動産取得税の額を、県税条例第四十条の四及び附則第九条の二の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて当該住宅の課税標準を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする不均一の課税をするものとする。

一、〇〇〇万円以下の金額	百分の一・五
二、〇〇〇万円を超える金額	百分の三

（三世代同居住宅の取得に係る不動産取得税の不均一課税）  
**第九條の九** 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、新築、増築若しくは改築により住宅を取得した場合又は地方税法施行令第三十七条の十八第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅を取得（新築、増築及び改築以外の取得に限る。）した場合にあつては、取得した住宅及び近隣住宅（取得した住宅との敷地間の距離が二キロメートル以内（同一の敷地である場合を含む。）である住宅をいう。）が十八歳未満の者を含む互いに直系親族の關係その他知事が認める親族の關係にある三人以上の者の居住（以下「三世代同居」という。）の用に供されるものであるときに限り、住宅を取得した者（三世代同居する者に限る。）に対して課する不動産取得税の額を、県税条例第四十条の四及び附則第九条の二の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて当該住宅の課税標準を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする不均一の課税をするものとする。

一、〇〇〇万円以下の金額	百分の一・五
--------------	--------

（税 務 課）

二、〇〇〇万円を超える金額 百分の三

第十一条中「、第九条の六及び第九条の七」を「及び第九条の六から第九条の九までに改める。」

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第四号

福島県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）第三十九条の二十二の次に一条を加える改正規定中「第三十五条の四の五」を「第三十五条の四の六」に、「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第五号

福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例

福島県出先機関設置条例（平成五年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（動物愛護センター）

第五条 法第五十六号第一項の規定により、次に掲げる事務を分掌させるため、動物愛護センターを設置する。

- 一 動物の愛護及び管理に関する事務
  - 二 狂犬病の予防及び犬による危害の防止に関する事務
- 2 動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
福島県動物愛護センター	田村郡三春町	福島県の区域（郡山市及びいわき市を除く。）

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県条例第六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「同日前」の下に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第四条第四項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第五項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であつて人事委員会の定めるもの」を「同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合」に改め、「号給数は、」の下に「勤務成績に応じて」を加える。

第十七条の四第一項中「それぞれの」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項中「任命権者」の下に「又はその委任を受けた者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日後一年間において行われる改正後の職員の給与に関する条例第四条第三項の規定による昇給に係る必要な経過措置については、人事委員会規則で定める。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人 事 課)

福島県条例第七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ア(2)を次のように改める。

- (2) 養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月到達する日（第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）



が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第四号イ中「次条第三号」を「第二条の第三号」に、「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「二歳到達日」という。）」に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第三号中「当該子が一歳六か月に達する日」を「当該子の一歳六か月到達日」に改め、同条を第二条の三とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

**第二条の二** 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条中第七号を第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第八条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第八条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が、第十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十四条第三項中「により育児に係る休暇」の下に「若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同法第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」を、「に育児に係る休暇」の下に「若しくは介護をするための時間」を、「当該育児に係る休暇」の下に「又は介護をするための時間」を加える。

**附則**

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（人事課）

### 福島県条例第八号

**知事等の給与の特例に関する条例**

（知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例）

**第一条** 知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第百一号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する手当をいう。以下同じ。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

一 知事 百分の十五

二 副知事 百分の十

三 病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員 百分の五

（知事の秘書の給料月額の特例）

**第二条** 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 (知事等の給与の特例に関する条例の廃止)  
知事等の給与の特例に関する条例(平成二十七年福島県条例第十六号)は、廃止する。

(人事課)

#### 福島県条例第九号

##### 福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、福島県個人情報保護条例第二条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に一号を加える改正規定のうち同条第七号中「第二項」の下に「これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。」を加える。

第三条のうち福島県個人情報保護条例第二十一条の三の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第二項」の下に「これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。」を加える。

第三条のうち福島県個人情報保護条例第二十一条の四第一項第一号の改正規定中「若しくは第七条の二」を「、第七条の二若しくは第七条の三」を「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書法務課)

#### 福島県条例第十号

##### 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「いわき市 白河市 本宮市」を「いわき市」に、「平田村」を「平田村 浅川町」に改める。

別表第三中「郡山市」を「郡山市 白河市」に、「伊達市」を「伊達市 本宮市」に、「矢祭町 浅川町」を「矢祭町」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(自然保護課)

#### 福島県条例第十一号

##### 福島県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号。以下「改正法」という。)附則第九条の規定に基づき、知事の附属機関として福島県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 改正法附則第七条の規定によりその例によることとされている改正法第四条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。次号において「新法」という。)第八十二条の二第一項に規定する国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。

二 改正法附則第九条の規定に基づく新法第七十五条の七第一項に規定する国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第三条 協議会は、委員十一人で組織する。

(委員の定数及び任期)

第四条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人

二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人

三 公益を代表する委員 三人

四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 二人

2 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第五条 協議会に会長を一人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第七条** 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

**第八条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第六条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(国民健康保険課)

**福島県条例第十二号**

**福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

**福島県条例第十三号**

**福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

**福島県条例第十四号**

**福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める政令」を「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める政令」に改める。

働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

**福島県条例第十五号**

**福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

**福島県条例第十六号**

**福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**

福島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第十七号**

**福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第百七十九条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第八十条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第八十五条中「第八十八条から」の下に「第九十条まで、第九十二条から」を加え、

「第八十五条において準用する第九十一条」を「第八十四条の二」に改め、「第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第八十五条において準用する第九十四条」と

を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

#### 福島県条例第十八号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

#### 一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第七十八条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たつては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中「第三十六条」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

#### 福島県条例第十九号

福島県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係



事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務は、各市町村が処理することとする。

一 法第五十二条第一項の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。次号において同じ。）の支給認定の申請に対する審査（当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況に係るものに限る。次号において同じ。）

二 法第五十六条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の申請に対する審査

附 則

この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める政令」を「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に改め、「当該復興推進計画」の下に「に定める浜通り関係市町村等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村をいう。）」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第二十一号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表県内の項第五号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第二十二号

犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例

犬による危害の防止に関する条例（昭和三十三年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「その旨をもよりの保健所長に」を「当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長にその旨を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該区域が郡山市の場合は、郡山市を管轄する保健所の長に届け出なければならない。

第五条第二項中「もよりの保健所長」を「当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該区域が郡山市の場合は、郡山市を管轄する保健所の長に通報しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第二十三号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例（昭和五十五年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表五の項下欄ア中「二千円」を「四千元」に改め、同欄イ中「十頭までごとにつき千四百円」を「一頭につき千円」に改め、同欄ウ中「千二百円」を「三千円」に改め、同欄エ中「十匹までごとにつき千二百円」を「一匹につき八百円」に改める。

第四条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第四条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第二十四号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。



第十七条及び第二十一条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十八条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第三十九条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）を「知事」に改める。

第五十四条第二項中「地方厚生局長等」を「知事」に改める。

第五十八条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第六十条第一号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第十二章の章名及び第九十一条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第九十二条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第四項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第九十三条（見出しを含む。）から第九十八条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第一百零二条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第一百零二条第三号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定については、第六十条第二項の規定を準用する。

第一百零一条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第二項、第三十九条第一号、第五十四条第二項、第五十八条第二項及び第六十条第一号の改正規定、第六十条に一項を加える改正規定、第九十二条第四項の改正規定（「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める部分に限る。）、第一百零二条第二項及び第一百零二条第三号の改正規定、第一百零二条に一項を加える改正規定、第一百零一条第二項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六十条第一号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長がした指定は、改正後の福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六十条第一号の規定により知事がした指定とみなす。

（子育て支援課）

#### 福島県条例第二十五号

##### 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

##### 条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第五十条」を「、第五十条及び第六十七条」に改める。

第六十七条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」に、「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項の次に

次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十一条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十二条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十二条中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に改める。

第七十二条の第二項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十二条の四中「から第五十一条まで」を「第五十条、第五十一条」に、「及び第七十一条（第一項を除く。）」を「第七十一条（第一項を除く。）」及び第七十一条の二に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六十七条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六十七条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十二条の二に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十二条の二の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(児童家庭課)

福島県条例第二十六号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、〇一〇円」を「一五、五三〇円」に改める。

別表第三中「一、九六〇円」を「五、七六〇円」に、「一六、六二〇円」を「一七、九七〇円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)

福島県条例第二十七号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（手数料の免除）

第四条 知事は、規則で定めるところにより、技能検定試験手数料の全部又は一部を免除することができる。

別表の二の表3の項中「複写機組立て 内燃機関組立て」を「内燃機関組立て」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表の二の表3の項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第二十八号

福島県営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十三年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「にあつては五パーセント」を「にあつては政令第五十三條第二項の農林水産大臣の定める率」に、「すべて」を「全て」に改め、同表三の項中「五パーセント」を「政令第五十三條第二項の農林水産大臣の定める率」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五條第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十七年以前であるものの利率については、なお従前の例による。

(農地管理課)

福島県条例第二十九号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「間は」の下に「、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機（以下単に「航空機」という。）のうち」を加え、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「前二項」を「前項」に、「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に改め、同

項を附則第三項とする。  
 附則第五項中「前三項」を「前二項」に、「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とする。  
 附則第七項を削る。

附則第八項を附則第六項とする。

附則第九項中「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第十項中「平成二十八年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に改め、同項を附則第八項とする。  
 附則第十一項を削る。

**附 則**

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(空港施設室)

**福島県条例第三十号**

**福島県流域下水道設置条例の一部を改正する条例**

福島県流域下水道設置条例(昭和六十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第二条を第三条とし、第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

**第一条** この条例は、福島県流域下水道の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

第三条の次に次の六条を加える。

(占用許可)

**第四条** 県が管理する流域下水道施設内において、敷地又は施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに掲げる目的で占用しようとする者に、前項の許可をすることができ。

一 再生可能エネルギー事業(再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に關する事業のうち、規則で定めるものをいう。以下同じ。)の用に供する目的

二 災害その他特別の理由により、知事が認める目的(敷地の占用に限る。)

3 知事は、第一項の許可に、流域下水道の施設の管理上必要な条件を付すことができる。(占用料)

**第五条** 知事は、前条第一項の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から、占用料を徴収する。  
 2 占用料の額は、次の表の上欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

種 類	占 用 料
再生可能エネルギー事業の用に供する目的で占用する場合	占用物件を設置する場所その他の事情を勘案して知事が別に定める額
災害その他特別の理由により、知事が認める目的で占用する場合	期間が1月以上の場合にあつては、次の算式により算出される額 $\frac{\text{期間が1月に満たない場合にあつては、次の算式により算出される額} \times 108}{100}$ を乗じて得た額 $\frac{\text{県有財産台帳価額} \times 3 \times \text{占用許可日数} \times \text{占用許可面積}}{\text{県有財産台帳面積} \times 100 \times 365}$ (又は366)

3 占用料は、別に定める場合を除き、納入通知書により、徴収する。

4 既に納めた占用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(占用料の免除)

**第六条** 知事は、第四条第二項第二号の目的による占用の許可をするときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。

(許可の取消し等)

**第七条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用者に対し、必要な措置を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

一 占用者が許可の条件に従わなかつたとき。

二 占用者が占用料を支払わなかつたとき。

三 流域下水道の施設の管理上、知事が特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

**第八条** 占用者は、占用を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに、敷地又は施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復することを不適当と認めるときは、この限りでない。

(委任)

**第九条** この条例に定めるもののほか、流域下水道の設置及び管理に關し必要な事項は、規則で定める。



附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(下水道課)

福島県条例第三十一号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営守山団地の項中「福島県営守山団地」を「福島県営守山駅西団地」に改め、同表福島県営栄田団地の項を削り、同表に次のように加える。

福島県営泉本谷団地	いわき市
福島県営磐崎団地	いわき市

別表第二福島県営守山団地駐車場の項中「福島県営守山団地駐車場」を「福島県営守山駅西団地駐車場」に改め、同表に次のように加える。

福島県営泉本谷団地駐車場	いわき市	二千元
福島県営磐崎団地駐車場	いわき市	二千元

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第三十二号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下略)」の下に「第十二条第一項及び第十三条第二項の規定に基づく適合性判定並びに第十二条第二項及び第十三条第三項に基づく変更の適合性判定の申請者」を、「申請者」の下に「並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「施行規則」という。)第十一条に基づき書面の交付の申請者」を加える。

第二条に次の一号を加える。  
六 工場等 工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

第三条第一項第四号中「アからウ」を「アからカ」に改め、同号ウ中「第三条第三号」を「第三条第五号」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「第三条第二号」を「第三条第四号」に改め、同号イを同号エとし、同号ア中「第三条第一号」を「第三条第三号」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 判定申請者から徴収する場合 第三条第一号の表の上欄に掲げる非住宅部分(工場等を除く。)に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額と同表の上欄に掲げる非住宅部分(工場等に限る。)に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを合算した額

イ 変更判定申請者から徴収する場合 第三条第二号の表の上欄に掲げる非住宅部分(工場等を除く。)に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額と同表の上欄に掲げる非住宅部分(工場等に限る。)に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを合算した額

カ 交付申請者から徴収する場合 第三条第六号の表の上欄に掲げる非住宅部分(工場等を除く。)に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額と同表の上欄に掲げる非住宅部分(工場等に限る。)に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを合算した額

第三条第一項第四号を第七号とし、第三号の表中「(省令第一条第一項第一号イに規定する基準をいう。)」及び「(省令第一条第一項第一号ロに規定する基準をいう。)」を削り、同号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 施行規則第十一条の規定による同条に規定する軽微な変更に関する事項を証明する書面の交付の申請者(以下「交付申請者」という。)から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額

区分	評価する部分	評価基準	床面積等	手数料の額
区分	三百平方メートル未満	一、二六、〇〇〇円		
	三百平方メートル以上二千平方メートル未満	一、〇四、〇〇〇円		
区分	二千平方メートル以上五千平方メートル未満	一、九〇、〇〇〇円		
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満	三、五八、〇〇〇円		



非住宅部分（工場等に 限る。）	標準入力 法・主要 室入力法	一条第一号イに規定する基準をいう。この号、次号、第五号及び第六号において同じ。） モデル建物法（省令第一条第一号に規定する基準をいう。この号、次号、第五号及び第六号において同じ。）											
		二万五千平方メートル以上	二万平方メートル以上五 千平方メートル未満	一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満	五千平方メートル以上一 万平方メートル未満	二千平方メートル以上五 千平方メートル未満	一千平方メートル以上二 千平方メートル未満	三百平方メートル以上二 千平方メートル未満	三百平方メートル未満	二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満	二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満	二百平方メートル未満	
五 千平方メートル以上一 万平方メートル未満	二千平方メートル以上五 千平方メートル未満	一千平方メートル以上二 千平方メートル未満	五百平方メートル以上一 万平方メートル未満	二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満	二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満	二百平方メートル未満	二百平方メートル未満	二百平方メートル未満	二百平方メートル未満	二百平方メートル未満	二百平方メートル未満		
一六七、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	四八一、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三四一、〇〇〇円	二六一、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	九七、〇〇〇円	九六四、〇〇〇円	八四五、〇〇〇円	七一五、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円

評価する部分 （非住宅部分（工場等に 限る。）を除く。）	評価基準 標準入力 法・主要 室入力法	区 分	床面積等	手数料の額	二 法第十二条第二項及び第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の適合性判定の申請者（以下「変更判定申請者」という。）から徴収する場合、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額									
					モデル建物法 一万平方メートル未満 一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満 二千平方メートル以上五 千平方メートル未満 一千平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル未満 二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満 二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満 二百平方メートル未満	一万平方メートル未満 一万平方メートル以上二 万五千平方メートル未満 二千平方メートル以上五 千平方メートル未満 一千平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル未満 二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満 二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満 二百平方メートル未満	二五五、〇〇〇円 二二一、〇〇〇円 四二二、〇〇〇円 一〇五、〇〇〇円 一五九、〇〇〇円 一九七、〇〇〇円 二四四、〇〇〇円							
二千平方メートル以上五 千平方メートル未満 一千平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル未満 二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満 二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満 二百平方メートル未満	二千平方メートル以上五 千平方メートル未満 一千平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル未満 二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満 二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満 二百平方メートル未満	二五五、〇〇〇円 二二一、〇〇〇円 四二二、〇〇〇円 一〇五、〇〇〇円 一五九、〇〇〇円 一九七、〇〇〇円 二四四、〇〇〇円												
二千平方メートル以上五 千平方メートル未満 一千平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル未満 二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満 二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満 二百平方メートル未満	二千平方メートル以上五 千平方メートル未満 一千平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル以上二 千平方メートル未満 三百平方メートル未満 二百五十平方メートル以上 五百平方メートル未満 二百平方メートル以上二 百五十平方メートル未満 二百平方メートル未満	二五五、〇〇〇円 二二一、〇〇〇円 四二二、〇〇〇円 一〇五、〇〇〇円 一五九、〇〇〇円 一九七、〇〇〇円 二四四、〇〇〇円												





**福島県条例第三十四号**

**福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「職員に対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（病院経営課）

**福島県条例第三十五号**

**福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例**

（福島県教育関係職員定数条例の一部改正）

第一条 福島県教育関係職員定数条例（昭和五十四年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五、七七〇人」を「五、七五二人」に、「五、一三七人」を「五、二一九人」に、「二二、一一一人」を「二二、〇二四人」に、「一一、二二二人」を「一一、一一九人」に、「一八、二八八人」を「一八、一七二人」に改める。

（福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「一八、二八八人」を「一八、一七二人」に、「一八、三三三人」を「一八、二〇七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（教育総務課）

**福島県条例第三十六号**

**福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「同日前」の下に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該学校職員が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で

（経営・販売課）

定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第五条第四項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第五項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した学校職員であつて人事委員会の定めるもの」を「同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合」に改め、「号給数は、」の下に「勤務成績に応じて」を加え、同条第九項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日後一年間において行われる改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第五条第三項の規定による昇給に係る必要な経過措置については、人事委員会規則で定める。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員課）

**福島県条例第三十七号**

**福島県養護教育センター条例の一部を改正する条例**

福島県養護教育センター条例（昭和三十二年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**福島県特別支援教育センター条例**

第一条中「心身障害児の教育（以下「養護教育」という。）の振興」を「障がいのある幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒（以下「障がい児等」という。）に対する教育（以下「特別支援教育」という。）の推進」に、「福島県養護教育センター（以下「養護教育センター」という。）」を「福島県特別支援教育センター（以下「特別支援教育センター」という。）」に改める。

第二条中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

第三条中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改め、同条第一号中「心身障害児」を「障がい児等」に改め、同条第二号中「養護教育関係職員」を「特別支援教育関係職員等」に改め、同条第三号中「養護教育」を「特別支援教育」に、「調査研究」を「調査及び研究」に改め、同条第四号中「養護教育」を「特別支援教育」に改める。

第四条及び第五条中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県条例第三十八号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二四六人」を「二四七人」に、「一、九三五人」を「一、九四六人」に、「一、〇一四人」を「一、〇二〇人」に、「三、八一四人」を「三、八三二人」に改める。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日まで」を「平成三十年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二五七人」を「二五六人」に、「二、〇八二人」を「二、〇六四人」に、「一、〇九二人」を「一、〇八一人」に、「四、〇五四人」を「四、〇二四人」に改める。

附則第三項を附則第六項とし、附則第二項の次に次の三項を加える。

3 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、職員である警察官及び一般職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 警視 一 二一人
- 警部 二 五五人
- 警部補及び巡査部長 二、〇五一人
- 巡査 一、〇七三人
- 一般職員 五〇二人
- 計 四、〇〇二人

4 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、職員である警察官及び一般職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 警視 一 二〇人
- 警部 二 五四人
- 警部補及び巡査部長 二、〇三九人
- 巡査 一、〇六八人
- 一般職員 五〇二人
- 計 三、九八三人

5 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、職員である警察官及び一般職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 警視 一 二〇人
- 警部 二 五三人
- 警部補及び巡査部長 二、〇三〇人
- 巡査 一、〇六四人
- 一般職員 五〇二人
- 計 三、九六九人

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第三十九号

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、手数料を徴収しない。

一 前項の表の一の項に掲げる申請者のうち、国又は地方公共団体が行う人命救助の用途に供するための救命索発射銃の所持について許可を受けようとする者又は同項の表の三の項及び四の項に掲げる申請者のうち、当該許可による許可証の交付を受けた者

二 前項の表の一の項に掲げる申請者のうち、国又は地方公共団体が行う動物麻酔の用途に供するための麻酔銃の所持について許可を受けようとする者又は同項の表の三の項及び四の項に掲げる申請者のうち、当該許可による許可証の交付を受けた者

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(生活安全企画課)

福島県条例第四十号

福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例(平成三年福島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二千円」を「二千二百円」に改め、同条第二号中「五百円」を「五百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(交通規制課)

福島県条例第四十一号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中「二千二百円」を「二千三百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(交通規制課)

